

重要事項説明書

令和7年11月1日

(短期入所) 介護医療院施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省41号6条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者	医療法人 道志社 理事長 鵜尾隆光
所在地	徳島県徳島市大原町余慶1番1
事業の種類	介護医療院
事業所の名称	リハビリテーション大神子病院介護医療院
管理者	吾妻雅彦
TEL・FAX	TEL 088-662-1014 FAX 088-662-2275

2. 施設の概要

建物構造 鉄骨造り3階建て 延床面積 7893.03 m² (内、介護医療院専有部分 2359.12 m²)

(1) 定員・病室

病室の種類	室数	一人当たりの面積 (m ²)	費用 (税込)
1人部屋	4	11.85	550円
1人部屋 (トイレ有)	8	15.0	1,100円
4人部屋	12	8.9	無料

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積 (m ²)	特色
機能訓練室	1 (併用)	198.9	理学療法 (I)・その他
談話室兼食堂兼レクリエーションルーム 食堂	1	61.5	
	1 (併用)	144.4	
一般浴室	1	5.3	
機械浴室 (併用)	特殊浴槽 2台	35.5	

3. 職員体制 (指定基準に定められた職種と人数以上又は適当事数の職員を配置しています)

- ① 管理者 従業者の管理及び業務の管理を行う
- ② 医師 入所者の心身の状況に応じて適切な診療、治療及び指導を行う
- ③ 薬剤師 施薬、処方及び服薬指導を行う
- ④ 管理栄養士・栄養士 必要な栄養管理を行う
- ⑤ 看護職員 適切な技術を持って、必要な看護の提供を行う
- ⑥ 介護職員 適切な技術を持って、必要な介護の提供を行う
- ⑦ 理学療法 (I)・その他 適切な機能訓練を行う
- ⑧ 介護支援専門員 施設サービス計画作成に関する業務を行う

4. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

(1) 介護保険給付によるサービス

医療・看護	利用者の病状にあわせた医療・看護を提供します。医師による定期診察は、1週間に3回以上行ないます。それ以外でも必要がある場合には適宜診察しますので、ただし、当病院では行えない手術等急性期治療については、急性期病院に転医して治療していただきます。歯科治療、精神科治療等についても他の病院で治療していただく場合があります。	負担割合に応じた施設サービス費をお支払いいただきます。
排泄	利用者の状態にあった介助をいたします。	
入浴・清拭	入浴日 月～土、 入浴時間 9:00～17:00 入浴しない方は体をおふき（清拭）します。	
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。	
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は週2回以上又は随時行います。	
娯楽等	レクレーション、散歩等	
介護相談	入所者とその家族等からのご相談に応じます。	
機能訓練	利用者の状態にあわせて理学療法士・作業療法士等が訓練を行ないます。	負担割合に応じた特定診療費をお支払いいただきます。

(2) その他介護給付サービス加算

	加算条件
初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の間をおいて再入所した場合。(30日間)
外泊時加算	利用者が入院・外泊の場合6日を限度として加算(ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。
協力医療機関連携加算	入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制の確保。診療の求めがあった場合診療を行う体制の確保。病状が急変した場合等に入院を要すると認められたら原則として受け入れる体制の確保
科学的介護推進体制加算	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合。

(3) 介護保険給付対象外サービス

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。

実費相当額の範囲にてご負担して頂きます。ただし、介護保険負担額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担になります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料）

この施設の設備を利用されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料を、ご負担して頂きます。ただし、介護保険負担額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額（1日あたり）のご負担となります。

※ 外泊等で居室を空けておく場合、第1～第3段階の方は、6日目までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

③ 特別な居室の提供に要する費用

④ その他

サービスの種別	内容	自己負担額
各種予防接種	インフルエンザ予防接種・肺炎球菌ワクチンなど、各種予防接種料	代金をご負担いただきます。
理髪・美容	理容業者による。	実費
レクレーション行事	お誕生会・お茶会等	無料
日常生活品の購入代行	衣服、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	代金をご負担いただきます。
金銭等管理サービス	現金・預貯金の預かり又入出金の代行サービスを行います。 ご利用されるか否かは任意です。 ご利用する場合には別途ご契約が必要です。	内容により実費をご負担いただく場合があります。

※その他、日常生活に必要な物品（ただしオムツを除きます。）につきましては、入所者の方の、負担となっておりますのでご了承ください。

※医療について。

当施設の医師で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、手術等急性期治療のための医療、歯科、精神病院での医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

5. 個人情報の使用について

利用者のためのケアプランに沿って円滑なサービスを提供するために、サービス担当者会議、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、利用者等の個人情報を提供することができます。

（個人情報の提供に同意できない場合は事前にお申し出下さい。）

6. 苦情等申立窓口

利用者等が苦情を申し立てることにより、何らかの不利益をもたらすことはありません。

(1) 当事業所におけるご相談・苦情等の受付

・ご相談・苦情受付 電話 088-662-1014

リハビリテーション大神子病院介護医療院 地域医療連携室 担当者：原

・受付期間 月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 苦情等の対応の内容（手順）

1) 苦情等の受付（苦情等の内容を正確に把握する）

2) ミーティング（苦情等の内容を検討し、事実確認と原因究明を行う）

3) 説明（把握した事実等について、分かりやすく説明する）

4) 情報共有（事業所内、関係機関と情報共有を行う）

5) 記録及び保存（苦情等の内容や対応経過を記録し、保存する）

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

徳島市健康福祉部高齢介護課 088-621-5585	鳴門市長寿介護課 088-684-1175	小松島市介護福祉課 0885-32-3507
阿南市介護・ながいき課 0884-22-1793	吉野川市介護保険課 0883-22-2264	阿波市介護保険課 0883-36-6814
美馬市長寿・障がい福祉課 0883-52-5614	みよし広域連合介護保険センター 0883-76-0030	勝浦町福祉課 0885-42-1502
上勝町住民課 0885-46-0111	佐那河内村健康福祉課 088-679-2971	石井町長寿社会課 088-674-6111
神山町健康福祉課 088-676-1114	那賀町保健医療福祉課 0884-62-1141	牟岐町健康生活課 0884-72-3417
美波町福祉課 0884-77-3614	海陽町地域包括ケア推進課 0884-73-4312	松茂町福祉課 088-699-8713
北島町保険福祉課 088-698-9805	藍住町健康推進課 088-637-3115	板野町福祉保健課 088-672-5986
上板町福祉保健課 088-694-6810	つるぎ町役場長寿介護課 0883-62-3113	徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 088-665-7205
長寿いきがい課(施設サービス担当) 088-621-2169		

*その他、お住まいの市町村の介護保険担当窓口まで

また、院内設置のご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。

責任をもって調査、改善をさせていただきます。

7. 事故発生時の対応

施設内やサービス提供中に事故が発生した場合には、速やかにご家族及び関係市町村に連絡をとるとともに、必要な措置を講じます。

8. 非常災害時の対策

防災訓練	年2回以上、火災・地震等を想定した訓練を行います
防災設備	消火器、消火栓、防火扉、誘導灯、非常用滑り台、火災報知機、火災通報装置

9. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9時～21時（時間外も可。状況等により変更が発生する場合があります） 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	敷地内禁煙となっております。飲酒も禁止されています
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	ご自身で管理していただきます。（施設での預かりも可能です）
現金等の管理	ご自身で管理していただきます。（金銭管理サービスも利用できます）
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。